

定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の任期に関する規程

令和2年11月9日

法人規程第52号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人県立広島大学定款の一部変更（令和2年10月23日認可）附則第6項の規定に基づき、変更後の定款第11条第2項に規定する学長選考会議とみなされる理事長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う同条第3項の規定により任命される県立広島大学の最初の学長（以下「学長」という。）の任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 学長の任期は2年とする。

2 学長は、再任されることができる。ただし、再任された場合の任期は2年とする。

(雑則)

第3条 この規程に定めるもののほか、学長の任期に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。